

県外産業廃棄物搬入事前協議制度の流れ

最終処分の場合

事前協議書(添付書類)および協定書(2部)の提出

30日以内

！循環社会推進課で直接面談を行います！

- ・**責任者**がお越し下さい。(廃棄物の排出状況や他の処理施設との取引状況等細かいことをお聞きしますので、答えられる方が来て下さい)
- ・工事現場からの一時的な搬入については、代理人でもかまいませんが、その場合は委任状をお持ち下さい。
- ・事前に予約をとってください。予約がない場合は、対応できないことがあります。
- ・時間は30分程度です。

大分県から結果通知書及び協定書(1部)を返送

搬入開始

結果通知書に記載された期間搬入できます。
※処分業者と契約を締結の上、搬入して下さい。

実績報告

こちらから報告の依頼は出しますが、基本的に下記期限までにご報告下さい。

4月～9月実績:10月31日まで

10月～翌年3月実績:4月30日まで

大分県から協力金納付書を送付

実績報告を元に算定した協力金納付書を大分県から送付します。

最終処分:500円/トン

協力金納付

納期限までに最寄りの金融機関で協力金をお納めください。